

国立研究開発法人物質・材料研究機構

個人番号及び特定個人情報の安全管理に関する基本方針

平成27年10月20日

国立研究開発法人物質・材料研究機構

改正：平成28年 3月29日

1. 個人番号及び特定個人情報の保護に関する考え方

国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）では、「行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に定められた事務において、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う。番号法においては、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）に定められる措置の特例として、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、管理体制及び個人情報保護規程等を整備し、機構の役員又は職員（キャリア形成職員、任期制職員、外来研究者、派遣職員等機構において業務を行う者全てを含む。）に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

2. 特定個人情報等の保護方針

機構は、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

（法令遵守）

- ① 特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等を遵守する。

（安全管理措置）

- ② 特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

（適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止）

- ③ 特定個人情報等は、番号法に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

（委託・再委託）

- ④ 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法に基づき機構自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

（継続的改善）

- ⑤ 特定個人情報等の保護に関する規程等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。

3. 問合せ先（開示請求・苦情相談等を含む）

総務部門総務室 電話 029-859-2000（代表）

附 則

この基本方針は、平成27年10月20日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日改正)

この基本方針は、平成28年3月29日から施行し、平成28年4月1日から適用する。